



報道関係者 各位

令和3年7月30日

【照会先】

埼玉労働局雇用環境・均等室

監理官 千葉直樹

労働紛争調整官 饒平名一馬

(代表電話) 048 (600) 6210

「令和2年度個別労働紛争解決制度の施行状況（埼玉労働局）」を公表します
～総合労働相談の件数は増加、助言・指導申出、あっせん申請の件数は減少、内容は「いじめ・嫌がらせ」が最多、「解雇」に関する民事上の個別労働紛争が前年度より増加～

埼玉労働局は、このたび、「令和2年度個別労働紛争解決制度の施行状況」をまとめましたので、公表します。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、早期に解決を図るための制度で、「総合労働相談 ※1」、労働局長による「助言・指導 ※2」、紛争調整委員会による「あっせん ※3」の3つの方法があります。

埼玉労働局では、今回の施行状況を受けて、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。

【ポイント】

1 総合労働相談の件数は増加、助言・指導申出、あっせん申請の件数は大幅に減少。

総合労働相談件数は59,813件で、15年連続5万件を超え、約6万件に増加。

助言・指導申出件数は30.5%減、あっせん申請の件数は33.6%減。

- ・ 総合労働相談件数 59,813 件（前年度比 5.1% 増）
- ⇒うち民事上の個別労働紛争※4相談件数 11,690 件（前年度比 4.7% 減）
- ・ 助言・指導申出件数 372 件（前年度比 30.5% 減）
- ・ あっせん申請件数 166 件（前年度比 33.6% 減）

2 民事上の個別労働紛争の相談件数、助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数の全てで、「いじめ・嫌がらせ」 ※5 の件数が3年連続でトップ

- ・ 民事上の個別労働紛争の相談件数では、3,346件（同11.9%減）であるが、8年連続トップ。
- ・ 助言・指導の申出では、70件（同48.1%減）で、9年連続トップ。
- ・ あっせんの申請では、54件（同34.1%減）で、3年連続トップ。

- ※1 「総合労働相談」：埼玉労働局、各労働基準監督署内の県内9か所（発表日現在）に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応。なお、平成28年度から都道府県労働局の組織見直しにより「雇用環境・均等室」が設置され、これまで「雇用均等室」で対応していた男女雇用機会均等法等に関しても一体的に労働相談として対応することとなったため、それらの相談件数も計上されている。
- ※2 「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向性を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。助言は、当事者間の話し合いを促進するよう口頭又は文書で行うものであり、指導は、当事者のいずれかに問題がある場合に問題点を指摘し、解決の方向性を文書で示すもの。
- ※3 「あっせん」：都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授など労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。
- ※4 「民事上の個別労働紛争」：労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に係るものを除く。）。
- ※5 **令和2年6月、労働施策総合推進法が施行され、大企業の職場におけるパワーハラスメントに関する個別労働紛争は同法に基づき対応することになったため、同法施行以降の大企業の当該紛争に関するものはじめ・嫌がらせに計上していない。なお、同法違反の疑いのある相談は「労働基準法等の違反の疑いがあるもの」として計上している（以下、本資料において同じ。）。**

〈参考〉

同法に関する相談件数：336件

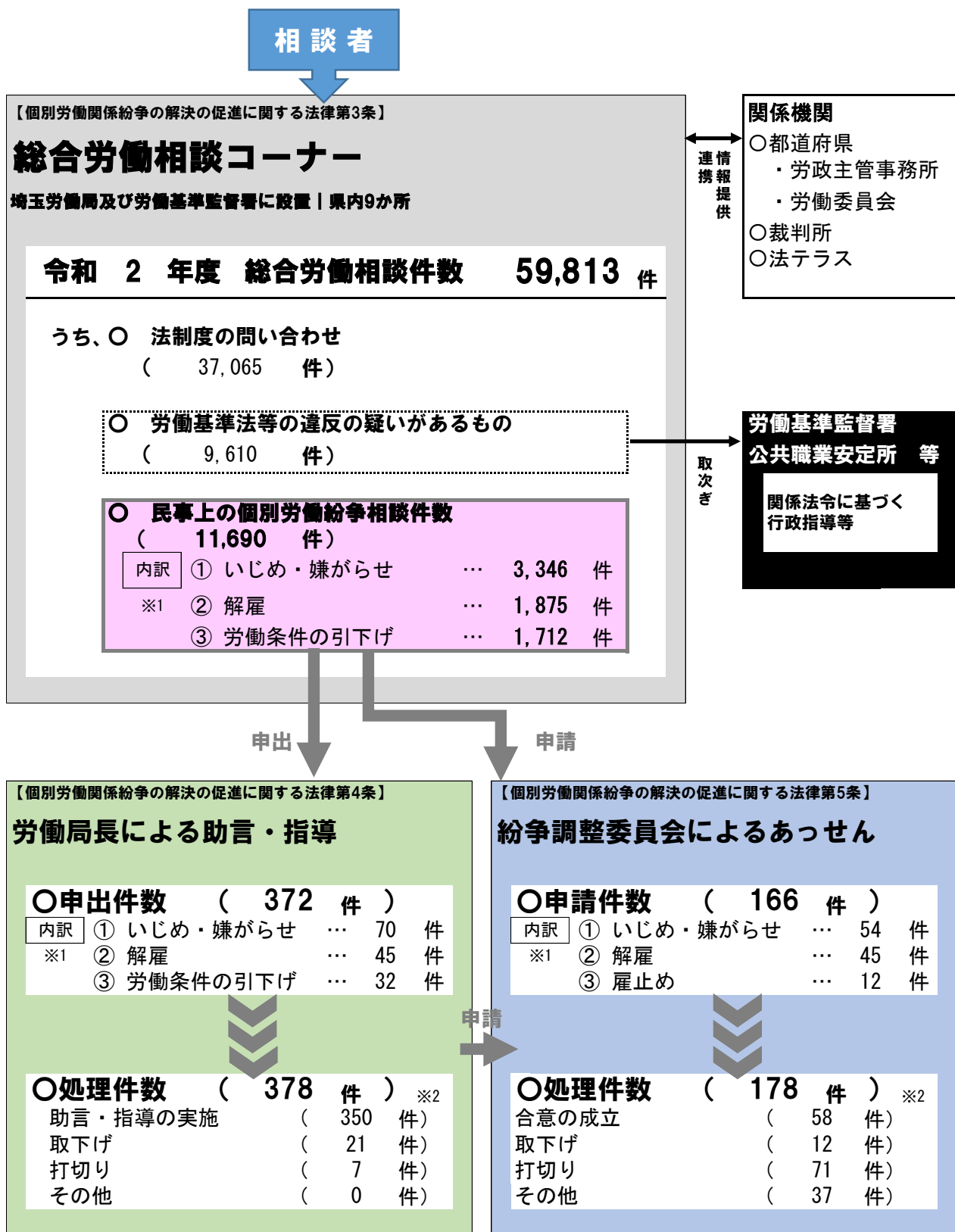
同法に基づく紛争解決の援助申立件数：9件

同法に基づく調停申請受理件数：1件

【別添資料】

- 別添1 個別労働紛争解決制度の枠組み（埼玉労働局）
- 別添2 令和2年度個別労働紛争解決制度の運用状況（埼玉労働局）
- 別添3 令和2年度における助言・指導の事例（埼玉労働局）
- 別添4 令和2年度におけるあっせんの事例（埼玉労働局）
- 別添5 埼玉労働局「総合労働相談コーナー」所在地一覧
- （参考） 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

個別労働紛争解決制度の枠組み（埼玉労働局）



※1 1回において複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

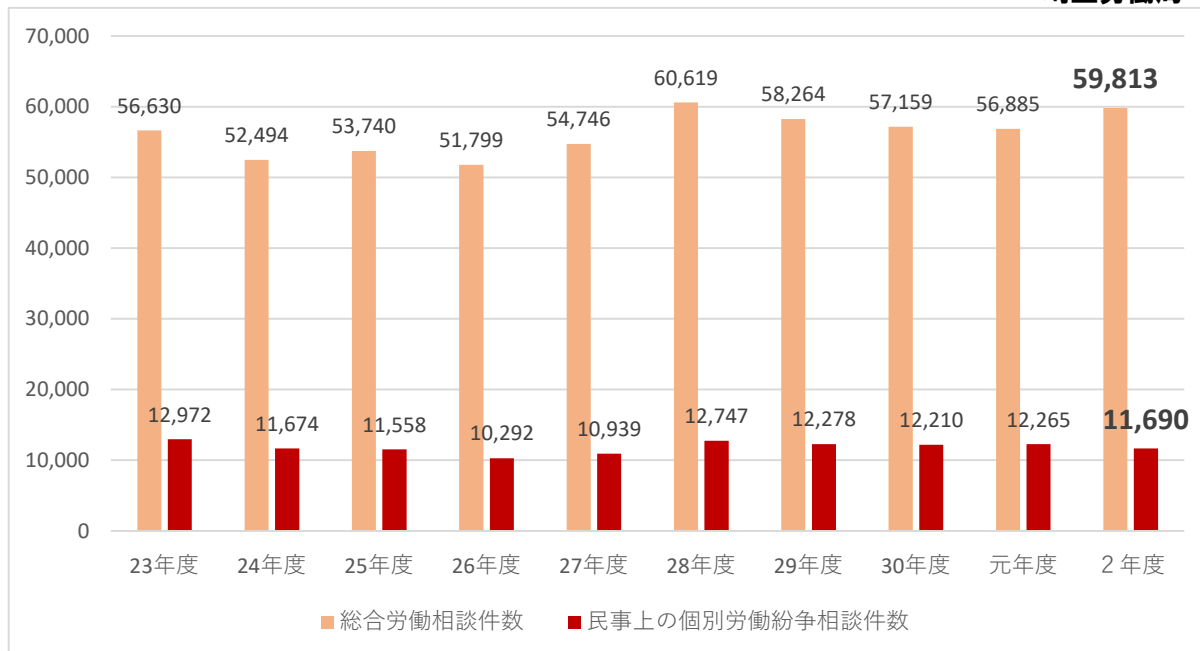
※2 労働局長による助言・指導の処理件数及び紛争調整委員会によるあっせんの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出又は申請があったものを含む。

令和2年度個別労働紛争解決制度の運用状況（埼玉労働局）

1 総合労働相談

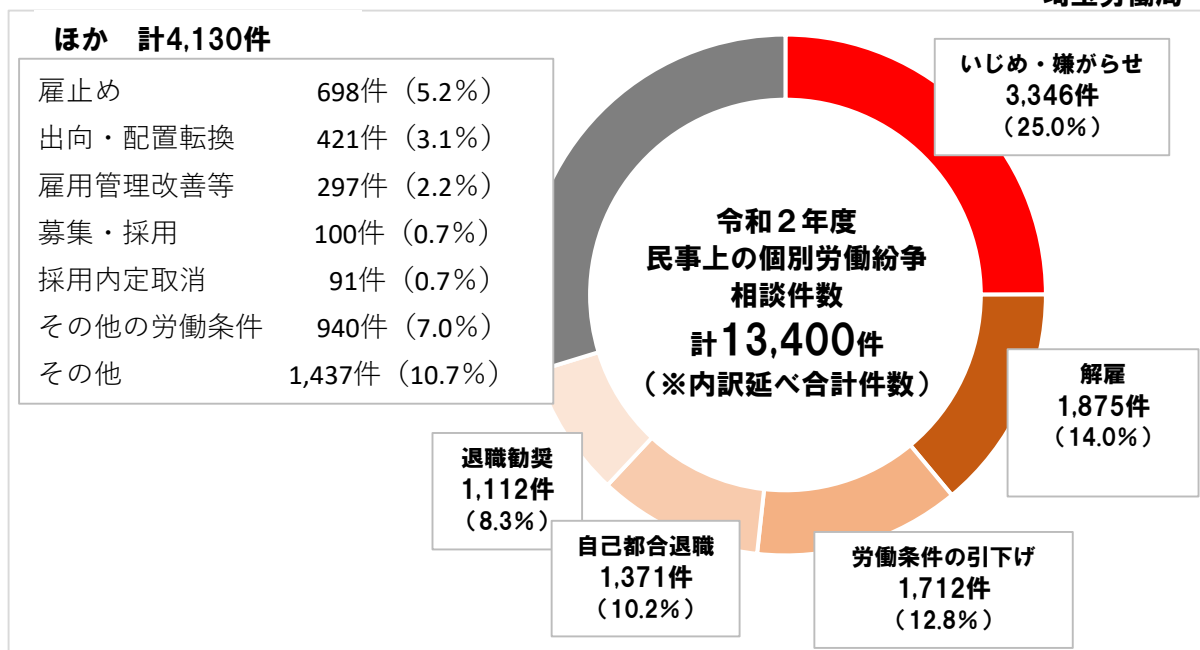
（1）相談件数の推移

埼玉労働局



（2）民事上の個別労働紛争 | 相談内容別の件数

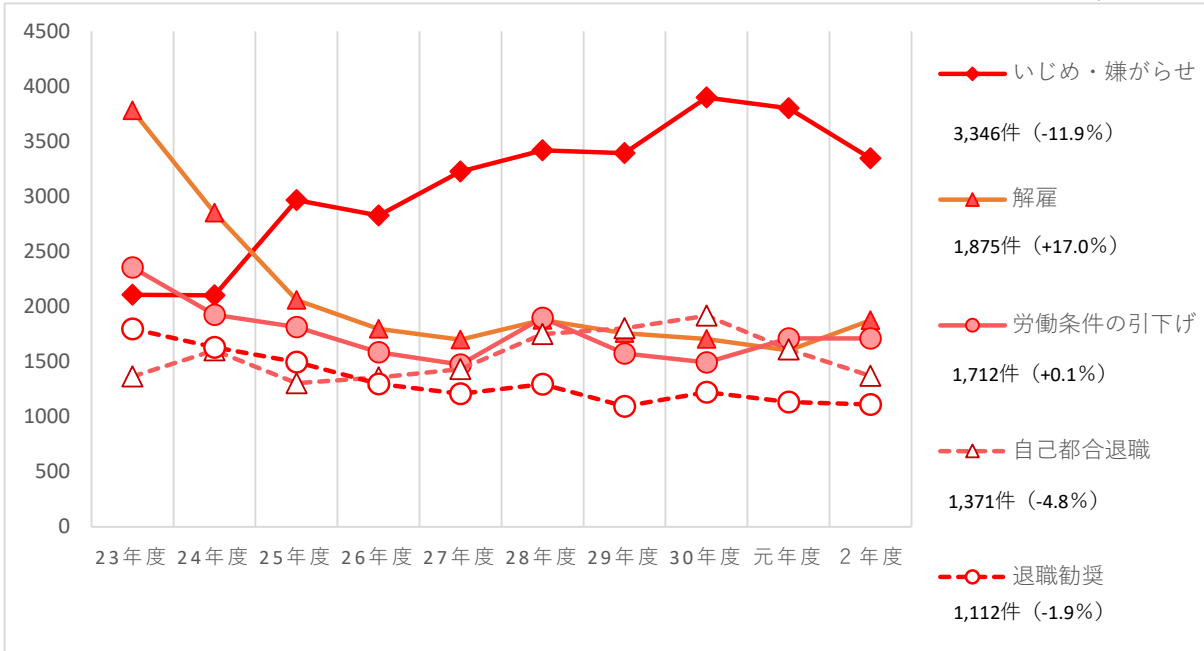
埼玉労働局



※ %は相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したもの。

(3) 民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移 (10年間)

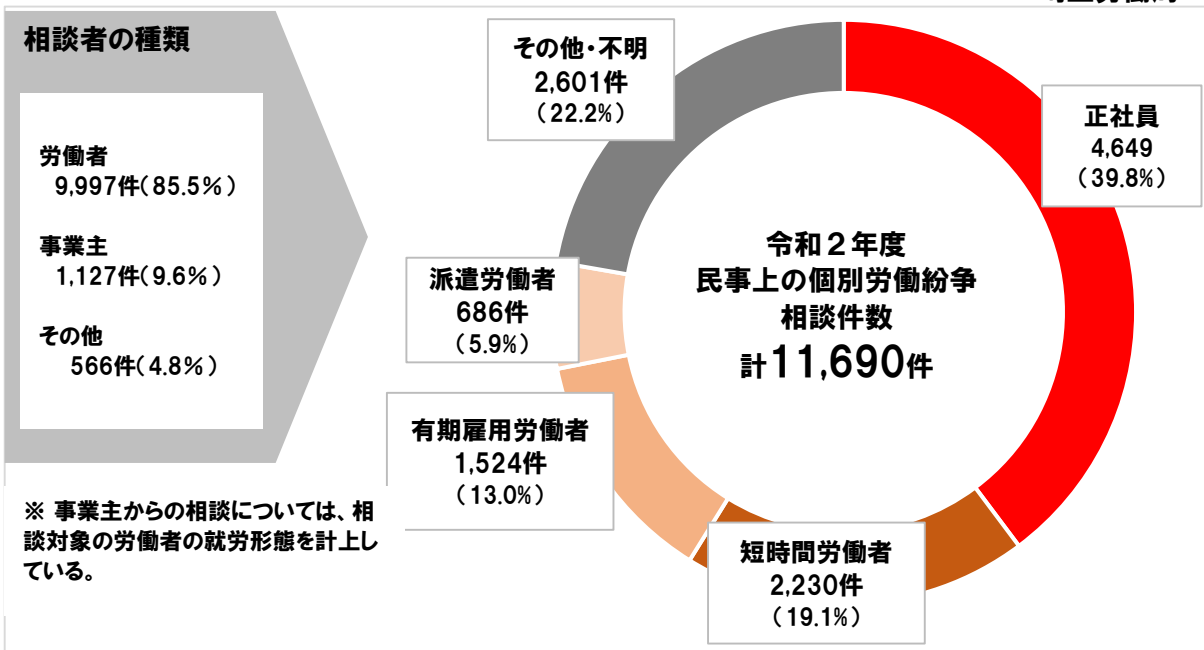
埼玉労働局



※ () 内は対前年度比。

(4) 民事上の個別労働紛争 | 就労形態別の件数

埼玉労働局



※ 事業主からの相談については、相談対象の労働者の就労形態を計上している。

※ () 内は相談対象となる労働者の就労形態の全体 (合計件数) に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

【参考】第1表 民事上の個別労働紛争相談件数の推移（相談内容別）

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定 取消	自己都合 退職	出向・ 配置転換	労働条件 の引下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	雇用管理 等	募集・ 採用	その他	内訳延べ 合計件数
23年度	3,781	810	1,798	81	1,366	579	2,355	1,001	2,107	143	177	3,001	17,199
	22.0%	4.7%	10.5%	0.5%	7.9%	3.4%	13.7%	5.8%	12.3%	0.8%	1.0%	17.4%	100.0%
24年度	2,851	858	1,631	89	1,603	550	1,925	979	2,102	86	146	3,044	15,864
	18.0%	5.4%	10.3%	0.6%	10.1%	3.5%	12.1%	6.2%	13.3%	0.5%	0.9%	19.2%	100.0%
25年度	2,059	829	1,495	81	1,305	518	1,813	1,013	2,967	150	121	3,076	15,427
	13.3%	5.4%	9.7%	0.5%	8.5%	3.4%	11.8%	6.6%	19.2%	1.0%	0.8%	19.9%	100.0%
26年度	1,797	674	1,297	80	1,357	435	1,586	817	2,827	108	151	2,035	13,164
	13.7%	5.1%	9.9%	0.6%	10.3%	3.3%	12.0%	6.2%	21.5%	0.8%	1.1%	15.5%	100.0%
27年度	1,701	611	1,209	58	1,431	547	1,474	1,011	3,227	182	142	1,723	13,316
	12.8%	4.6%	9.1%	0.4%	10.7%	4.1%	11.1%	7.6%	24.2%	1.4%	1.1%	12.9%	100.0%
28年度	1,879	611	1,295	101	1,749	399	1,898	1,037	3,418	210	134	1,874	14,605
	12.9%	4.2%	8.9%	0.7%	12.0%	2.7%	13.0%	7.1%	23.4%	1.4%	0.9%	12.8%	100.0%
29年度	1,759	789	1,095	78	1,804	396	1,574	1,307	3,393	187	118	1,632	14,132
	12.4%	5.6%	7.7%	0.6%	12.8%	2.8%	11.1%	9.2%	24.0%	1.3%	0.8%	11.5%	100.0%
30年度	1,706	589	1,222	73	1,917	392	1,494	1,325	3,898	321	126	1,838	14,901
	11.4%	4.0%	8.2%	0.5%	12.9%	2.6%	10.0%	8.9%	26.2%	2.2%	0.8%	12.3%	100.0%
元年度	1,602	520	1,133	66	1,610	452	1,710	1,153	3,800	276	100	1,488	13,910
	11.5%	3.7%	8.1%	0.5%	11.6%	3.2%	12.3%	8.3%	27.3%	2.0%	0.7%	10.7%	100.0%
2年度	1,875	698	1,112	91	1,371	421	1,712	940	3,346	297	100	1,437	13,400
	14.0%	5.2%	8.3%	0.7%	10.2%	3.1%	12.8%	7.0%	25.0%	2.2%	0.7%	10.7%	100.0%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。上段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したもの。

【参考】第2表 民事上の個別労働紛争相談件数の推移（就労形態別）

	正社員	短時間 労働者	派遣労働者	有期雇用 労働者	その他・ 不明	合計件数
23年度	5,298	3,167	472	1,384	2,651	12,972
	40.8%	24.4%	3.6%	10.7%	20.4%	100%
24年度	4,822	2,841	534	1,415	2,062	11,674
	41.3%	24.3%	4.6%	12.1%	17.7%	100%
25年度	4,869	2,667	459	1,366	2,197	11,558
	42.1%	23.1%	4.0%	11.8%	19.0%	100%
26年度	4,034	2,418	463	1,129	2,248	10,292
	39.2%	23.5%	4.5%	11.0%	21.8%	100%
27年度	4,500	2,399	393	1,234	2,413	10,939
	41.1%	21.9%	3.6%	11.3%	22.1%	100%
28年度	5,264	2,273	663	1,641	2,906	12,747
	41.3%	17.8%	5.2%	12.9%	22.8%	100%
29年度	4,997	2,331	606	1,805	2,539	12,278
	40.7%	19.0%	4.9%	14.7%	20.7%	100%
30年度	5,144	2,255	694	1,559	2,558	12,210
	42.1%	18.5%	5.7%	12.8%	21.0%	100%
元年度	5,383	2,301	659	1,560	2,362	12,265
	43.9%	18.8%	5.4%	12.7%	19.3%	100%
2年度	4,649	2,230	686	1,524	2,601	11,690
	39.8%	19.1%	5.9%	13.0%	22.2%	100%

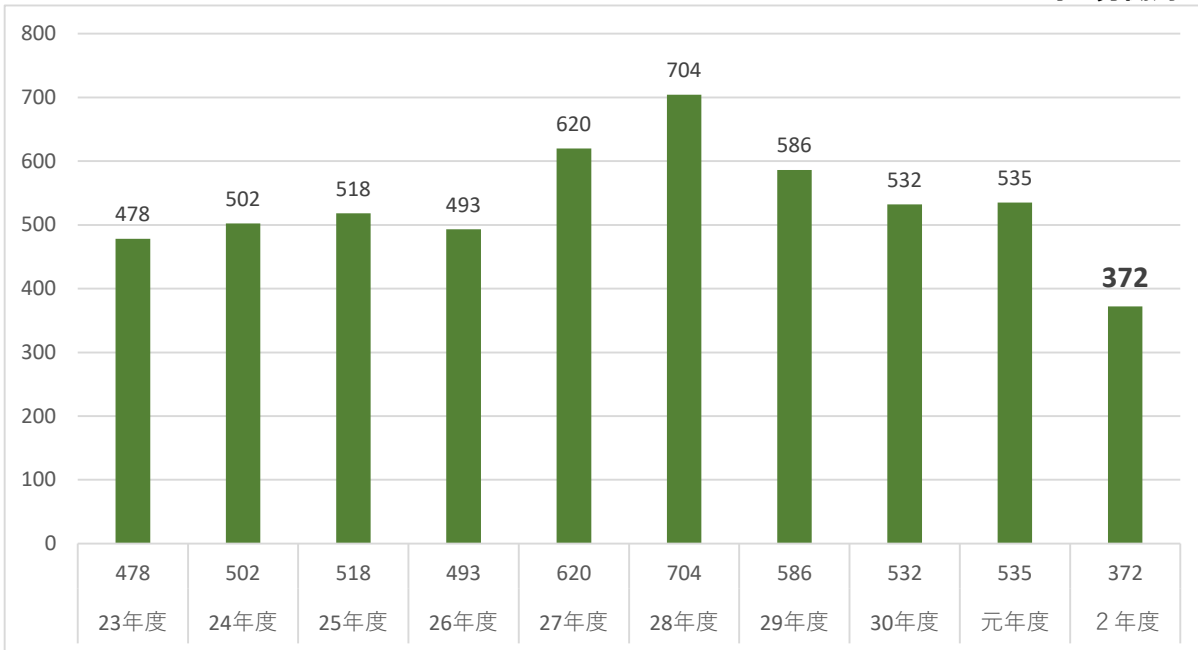
※ 年度ごとに上段が件数、下段が相談対象となる労働者の就労形態の全体（合計件数）に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

※ 事業主からの相談については、相談対象となった労働者の就労形態を計上している。

2 都道府県労働局長による助言・指導

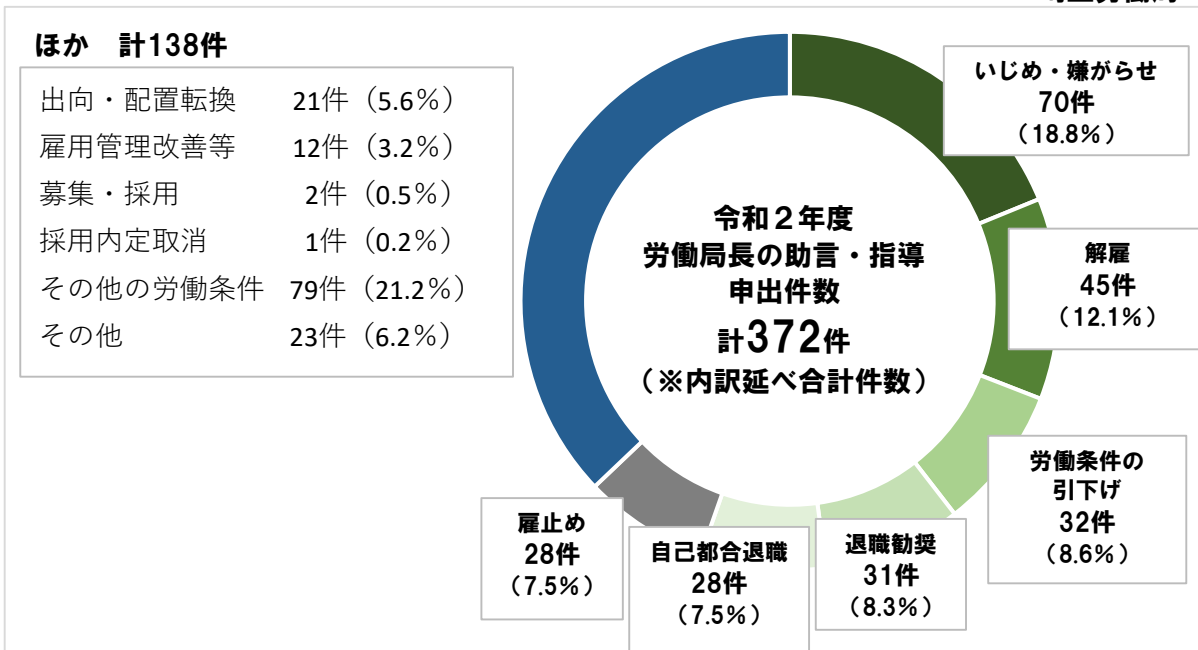
(1) 申出件数の推移

埼玉労働局



(2) 申出内容別の件数

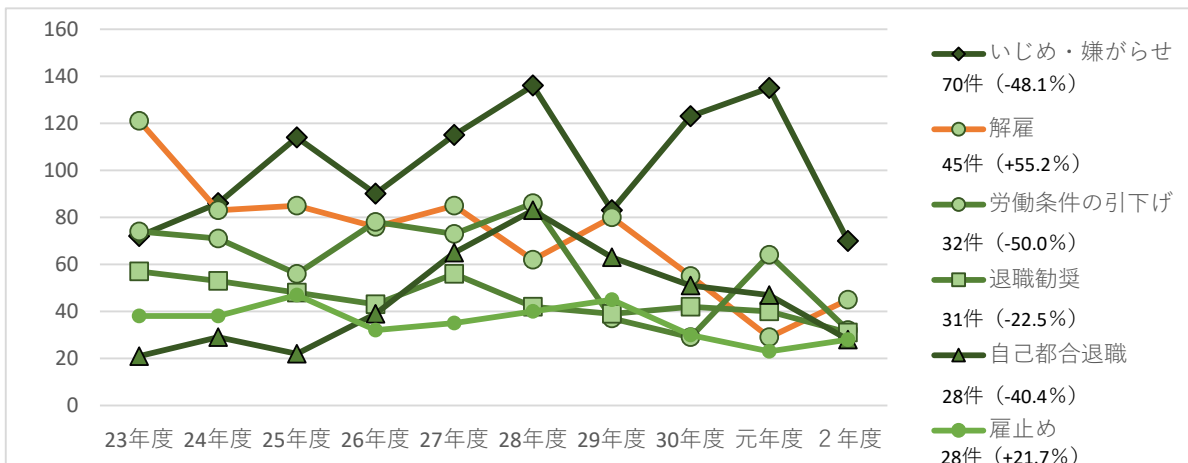
埼玉労働局



※ ()内は申出内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、1件の助言・指導申出で複数の内容にまたがる申出が行われた場合には、内訳延べ合計件数は、複数の申出内容を件数として計上したもの。

(3) 主な申出内容別の件数推移 (10年間)

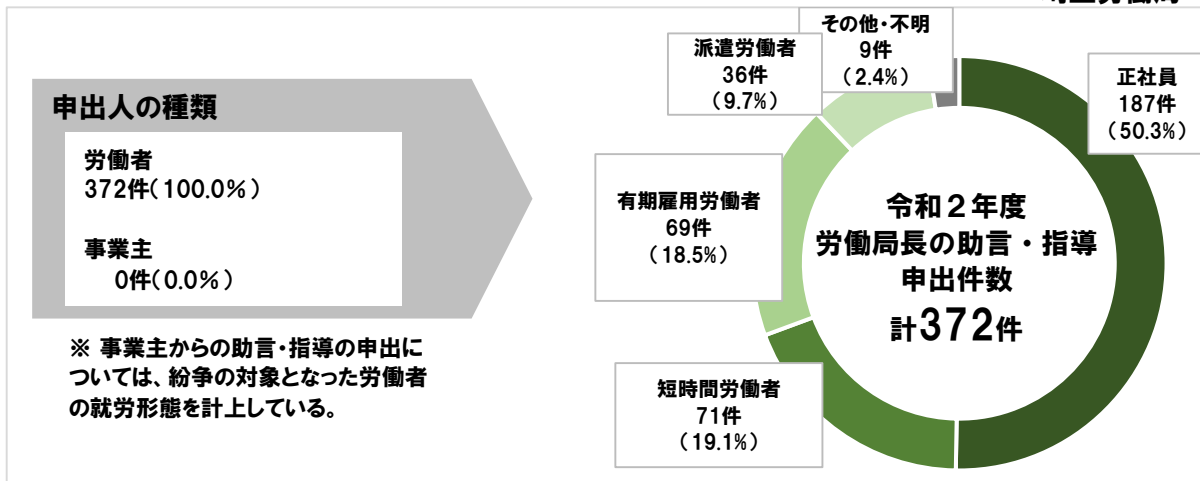
埼玉労働局



※ () 内は対前年度比。

(4) 就労形態別の申出件数

埼玉労働局



※ () 内は紛争の対象となる労働者の就労形態の全体(合計件数)に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

(5) 助言・指導の流れ及び処理状況

埼玉労働局

※ () 内は処理件数378件に占める比率



【参考】第3表 助言・指導申出件数の推移（申出内容別）

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定 取消	自己都合 退職	出向・ 配置転換	労働条件 の引下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	雇用管理 等	募集・ 採用	その他	内訳延べ 合計件数
23年度	121	38	57	4	21	29	74	34	72	3	2	23	478
	25.3%	7.9%	11.9%	0.8%	4.4%	6.1%	15.5%	7.1%	15.1%	0.6%	0.4%	4.8%	100.0%
24年度	83	38	53	4	29	18	71	78	86	5	5	32	502
	16.5%	7.6%	10.6%	0.8%	5.8%	3.6%	14.1%	15.5%	17.1%	1.0%	1.0%	6.4%	100.0%
25年度	84	47	48	3	22	29	56	73	114	4	1	37	518
	16.2%	9.1%	9.3%	0.6%	4.2%	5.6%	10.8%	14.1%	22.0%	0.8%	0.2%	7.1%	100.0%
26年度	76	32	43	3	39	21	78	72	90	9	3	27	493
	15.4%	6.5%	8.7%	0.6%	7.9%	4.3%	15.8%	14.6%	18.3%	1.8%	0.6%	5.5%	100.0%
27年度	85	35	56	2	65	22	73	101	115	21	8	37	620
	13.7%	5.6%	9.0%	0.3%	10.5%	3.5%	11.8%	16.3%	18.5%	3.4%	1.3%	6.0%	100.0%
28年度	62	40	42	7	83	21	86	150	136	15	7	55	704
	8.8%	5.7%	6.0%	1.0%	11.8%	3.0%	12.2%	21.3%	19.3%	2.1%	1.0%	7.8%	100.0%
29年度	80	45	39	2	63	22	37	137	87	11	12	51	586
	13.7%	7.7%	6.7%	0.3%	10.8%	3.8%	6.3%	23.4%	14.8%	1.9%	2.0%	8.7%	100.0%
30年度	55	30	42	0	51	27	29	109	123	15	4	47	532
	10.3%	5.6%	7.9%	0.0%	9.6%	5.1%	5.5%	20.5%	23.1%	2.8%	0.8%	8.8%	100.0%
元年度	29	23	40	3	47	38	64	96	135	21	3	36	535
	5.4%	4.3%	7.5%	0.6%	8.8%	7.1%	12.0%	17.9%	25.2%	3.9%	0.6%	6.7%	100.0%
2年度	45	28	31	2	28	21	32	79	70	12	1	23	372
	12.1%	7.5%	8.3%	0.5%	7.5%	5.6%	8.6%	21.2%	18.8%	3.2%	0.3%	6.2%	100.0%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が申出内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。上段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の申出において複数の内容にまたがる申出が行われた場合には、複数の申出内容を件数として計上したものの。

【参考】第4表 助言・指導申出件数の推移（就労形態別）

	正社員	短時間 労働者	派遣労働者	有期雇用 労働者	その他・ 不明	合計件数
23年度	227	154	8	76	13	478
	47.5%	32.2%	1.7%	15.9%	2.7%	100%
24年度	251	113	19	97	22	502
	50.0%	22.5%	3.8%	19.3%	4.4%	100%
25年度	237	141	33	85	22	518
	45.8%	27.2%	6.4%	16.4%	4.2%	100%
26年度	227	117	27	97	25	493
	46.0%	23.7%	5.5%	19.7%	5.1%	100%
27年度	275	185	31	92	37	620
	44.4%	29.8%	5.0%	14.8%	6.0%	100%
28年度	310	135	48	127	84	704
	44.0%	19.2%	6.8%	18.0%	11.9%	100%
29年度	270	130	37	100	49	586
	46.1%	22.2%	6.3%	17.1%	8.4%	100%
30年度	271	123	29	80	29	532
	50.9%	23.1%	5.5%	15.0%	5.5%	100%
元年度	285	112	32	86	20	535
	53.3%	20.9%	6.0%	16.1%	3.7%	100%
2年度	187	71	36	69	9	372
	50.3%	19.1%	9.7%	18.5%	2.4%	100%

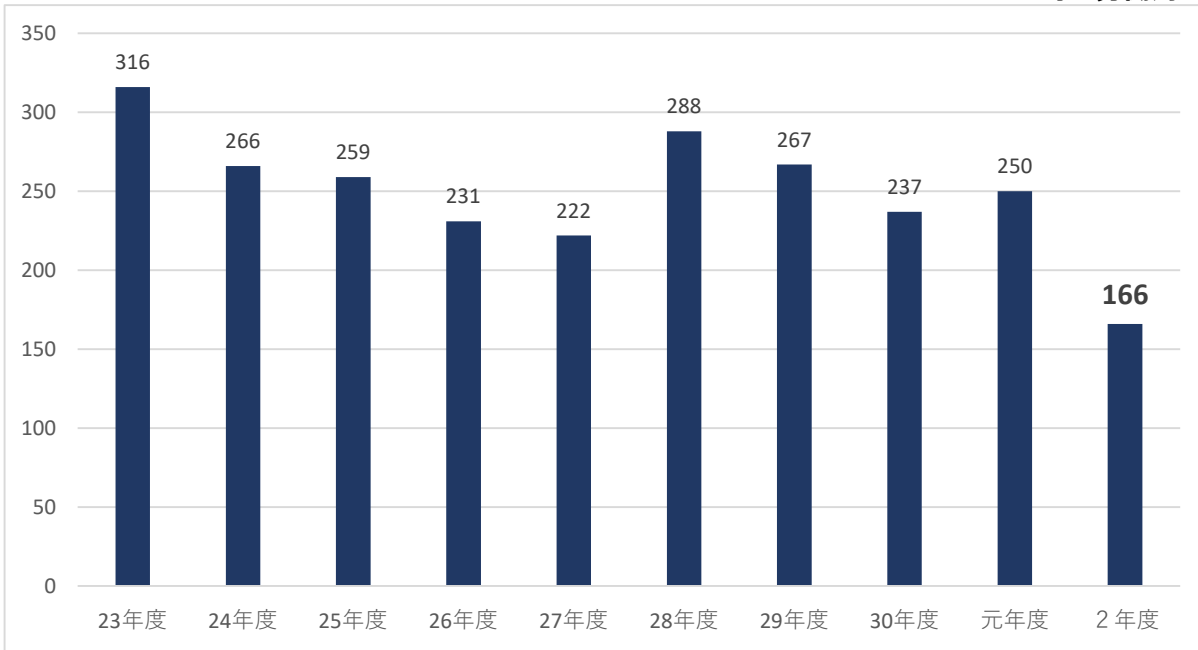
※ 年度ごとに上段が件数、下段が紛争の対象となった労働者の就労形態の全体（合計件数）に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

※ 事業主からの助言・指導の申出については、紛争の対象となった労働者の就労形態を計上している。

3 紛争調整委員会によるあっせん

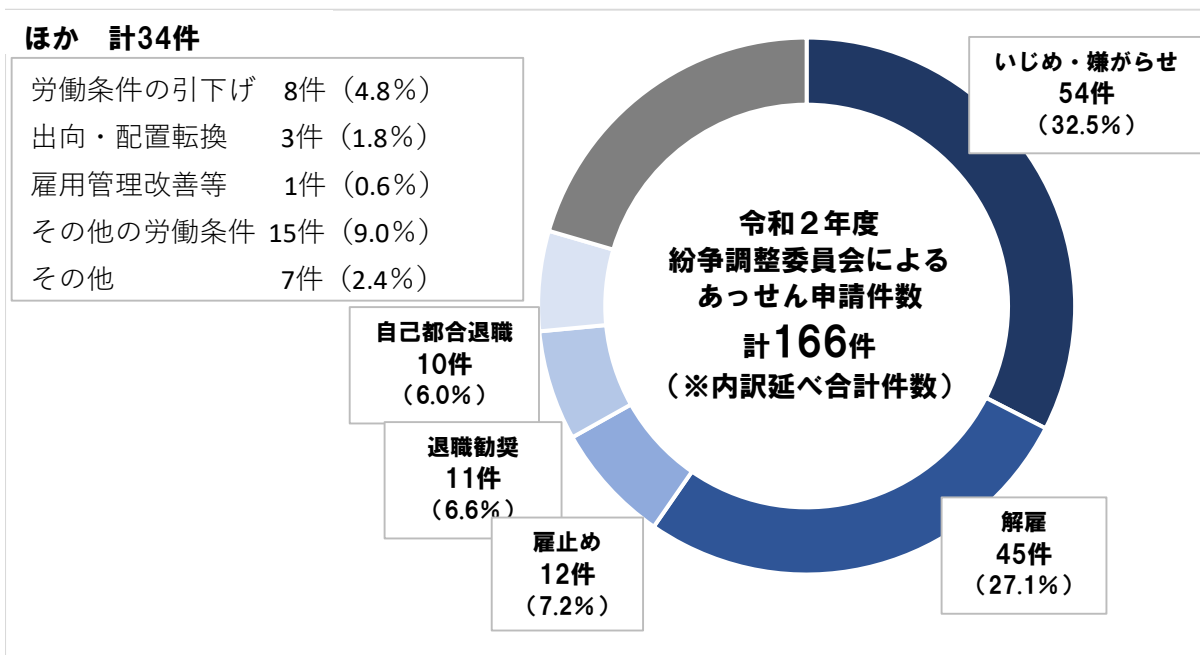
(1) 申請件数の推移

埼玉労働局



(2) 申請内容別の件数

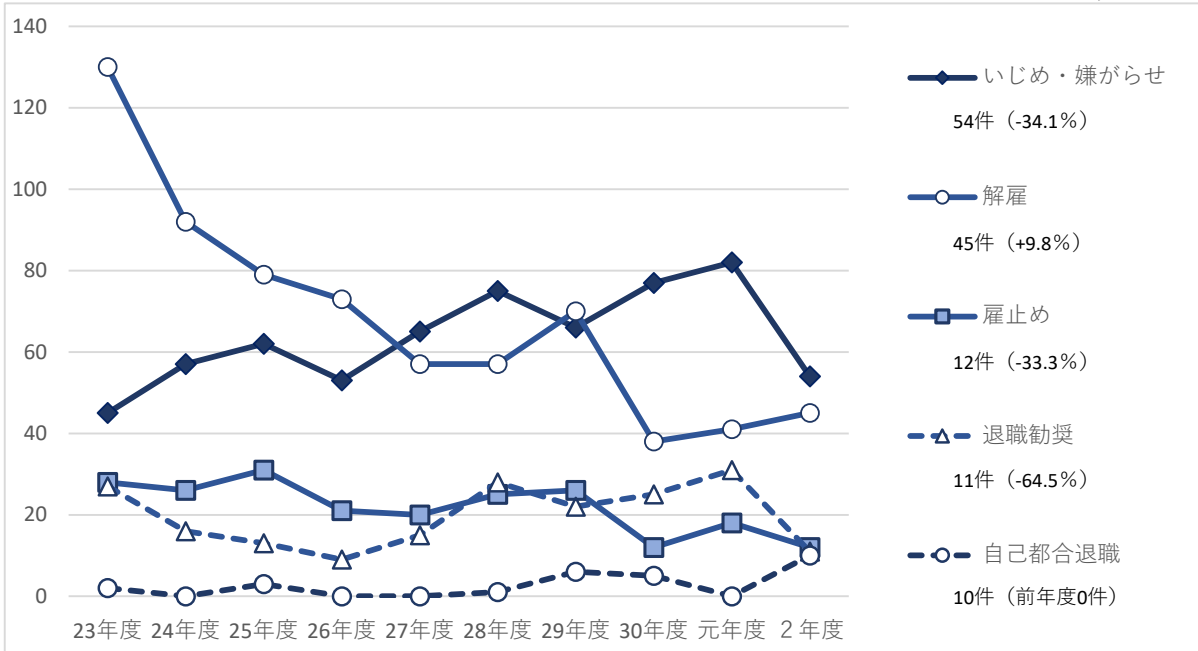
埼玉労働局



※ ()内は申請内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、1件のあっせん申請で複数の内容にまたがる申請が行われた場合には、内訳延べ合計件数は、複数の申請内容を件数として計上したものの。

(3) 主な申請内容別の件数推移 (10年間)

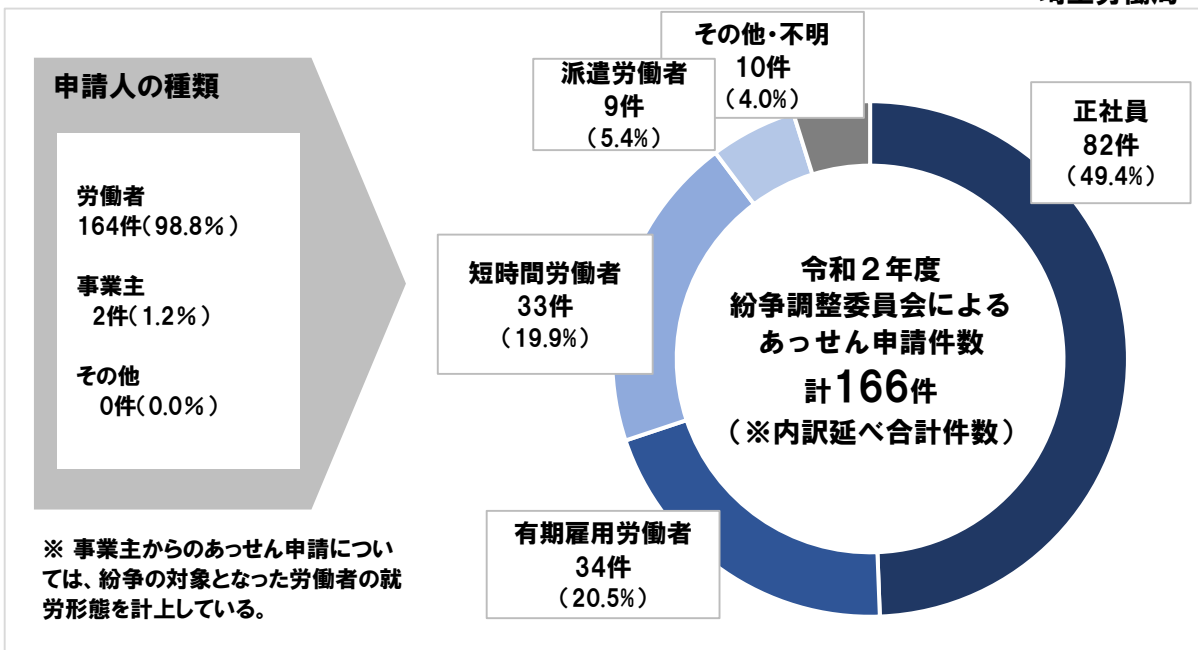
埼玉労働局



※ () 内は対前年度比。

(4) 就労形態別の申請件数

埼玉労働局



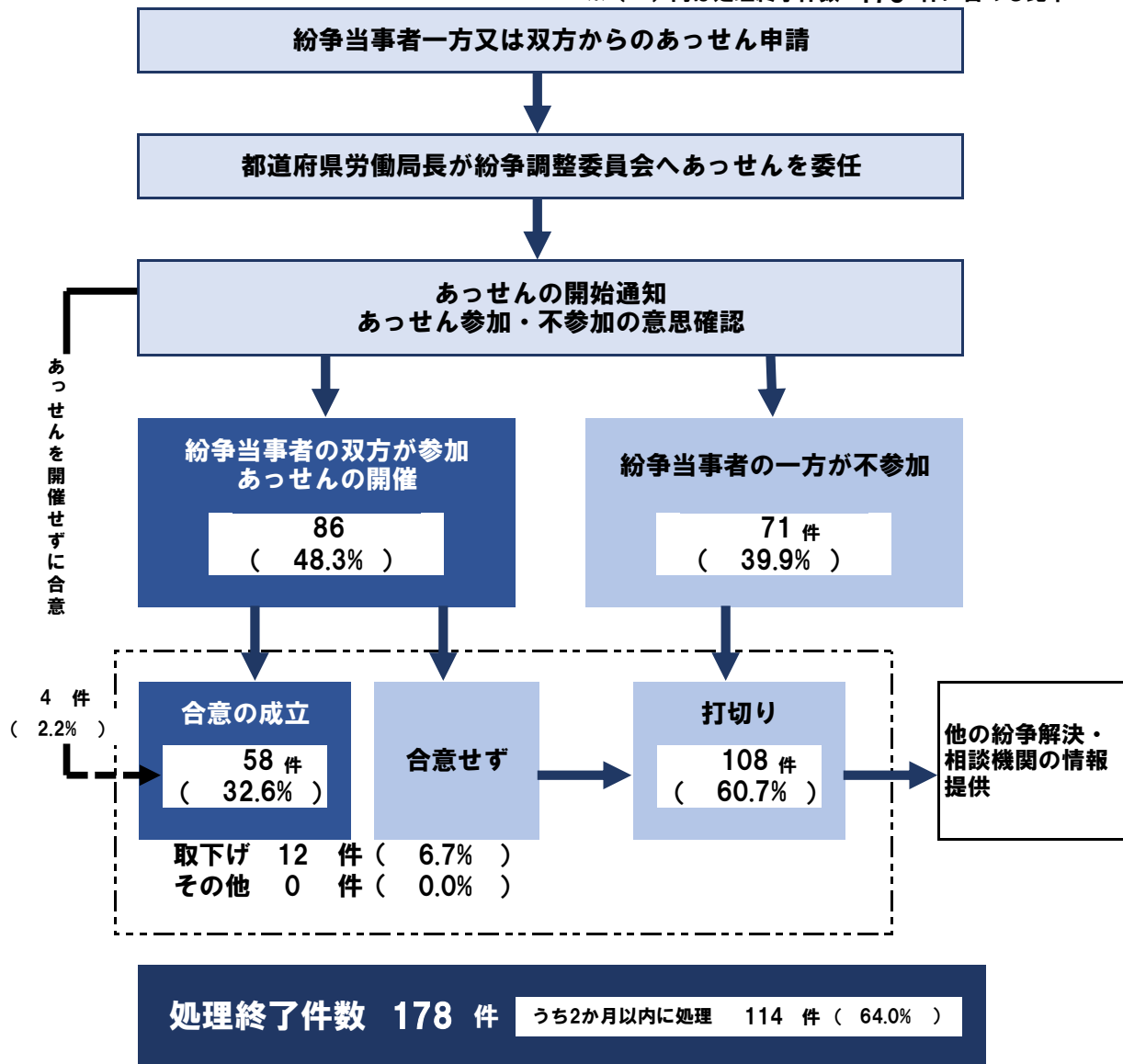
※ () 内は紛争の対象となる労働者の就労形態の全体(合計件数)に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

※ 事業主からのあっせん申請については、紛争の対象となった労働者の就労形態を計上している。

(5) あっせん手続きの流れ及び処理状況

埼玉労働局

※ () 内は処理終了件数 178 件に占める比率



埼玉労働局

【参考】第5表 紛争当事者双方のあっせん参加率の推移

参加率	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
紛争当事者双方のあっせん参加件数 ／手続き終了件数	34.8%	41.1%	40.5%	51.2%	45.1%	52.5%	48.3%

【参考】第6表 あっせんにおける合意率の推移

合意率	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
合意成立件数 ／手続き終了件数	30.4%	30.9%	24.6%	33.5%	26.8%	37.7%	32.6%
あっせん開催による合意成立件数 ／紛争当事者双方のあっせん参加件数	79.7%	71.8%	55.7%	62.9%	58.6%	71.9%	67.4%

【参考】第7表 あっせん申請件数の推移（申請内容別）

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定 取消	自己都合 退職	出向・ 配置転換	労働条件 の引下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	雇用管理 等	その他	内訳延べ 合計件数
23年度	130	28	27	9	2	5	18	9	45	0	43	316
	41.1%	8.9%	8.5%	2.8%	0.6%	1.6%	5.7%	2.8%	14.2%	0.0%	13.6%	100.0%
24年度	92	26	16	5	0	4	23	13	57	1	29	266
	34.6%	9.8%	6.0%	1.9%	0.0%	1.5%	8.6%	4.9%	21.4%	0.4%	10.9%	100.0%
25年度	79	31	13	9	3	4	23	11	62	0	24	259
	30.5%	12.0%	5.0%	3.5%	1.2%	1.5%	8.9%	4.2%	23.9%	0.0%	9.3%	100.0%
26年度	73	21	9	4	0	9	28	21	53	0	13	231
	31.6%	9.1%	3.9%	1.7%	0.0%	3.9%	12.1%	9.1%	22.9%	0.0%	5.6%	100.0%
27年度	57	20	15	5	0	5	16	16	65	1	22	222
	25.7%	9.0%	6.8%	2.3%	0.0%	2.3%	7.2%	7.2%	29.3%	0.5%	9.9%	100.0%
28年度	57	25	28	7	1	3	47	35	75	1	9	288
	19.8%	8.7%	9.7%	2.4%	0.3%	1.0%	16.3%	12.2%	26.0%	0.3%	3.1%	100.0%
29年度	70	26	22	6	6	1	16	30	66	3	21	267
	26.2%	9.7%	8.2%	2.2%	2.2%	0.4%	6.0%	11.2%	24.7%	1.1%	7.9%	100.0%
30年度	38	12	25	2	5	5	22	29	77	6	16	237
	16.0%	5.1%	10.5%	0.8%	2.1%	2.1%	9.3%	12.2%	32.5%	2.5%	6.8%	100.0%
元年度	41	18	31	3	0	14	23	25	82	6	7	250
	16.4%	7.2%	12.4%	1.2%	0.0%	5.6%	9.2%	10.0%	32.8%	2.4%	2.8%	100.0%
2年度	45	12	11	2	10	3	8	15	54	1	5	166
	27.1%	7.2%	6.6%	1.2%	6.0%	1.8%	4.8%	9.0%	32.5%	0.6%	3.0%	100.0%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が申請内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。上段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の申請において複数の内容にまたがる申請が行われた場合には、複数の申請内容を件数として計上したものの。

【参考】第8表 あっせん申請件数の推移（就労形態別）

	正社員	短時間 労働者	派遣労働者	有期雇用 労働者	その他・ 不明	合計件数
23年度	123	78	14	49	52	316
	38.9%	24.7%	4.4%	15.5%	16.5%	100%
24年度	115	73	12	44	22	266
	43.2%	27.4%	4.5%	16.5%	8.3%	100%
25年度	103	59	20	47	30	259
	39.8%	22.8%	7.7%	18.1%	11.6%	100%
26年度	108	48	7	48	20	231
	46.8%	20.8%	3.0%	20.8%	8.7%	100%
27年度	97	62	11	40	12	222
	43.7%	27.9%	5.0%	18.0%	5.4%	100%
28年度	143	63	14	57	11	288
	49.7%	21.9%	4.9%	19.8%	3.8%	100%
29年度	84	47	6	63	67	267
	31.5%	17.6%	2.2%	23.6%	25.1%	100%
30年度	112	46	20	48	11	237
	47.3%	19.4%	8.4%	20.3%	4.6%	100%
元年度	132	56	15	37	10	250
	52.8%	22.4%	6.0%	14.8%	4.0%	100%
2年度	82	33	9	34	8	166
	49.4%	19.9%	5.4%	20.5%	4.8%	100%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が紛争の対象となった労働者の就労形態の全体（合計件数）に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

※ 事業主からのあっせん申請については、紛争の対象となった労働者の就労形態を計上している。

4 令和2年度個別労働紛争解決制度 総括表

埼玉労働局

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

1. 総合労働相談コーナーに寄せられた相談		59,813 件			
①相談者の種類					
労働者	33,789 件 (56.5%)	事業主	9,809 件 (16.4%)	その他	3,235 件 (5.4%)
相談者のうち、外国人		外国人のうち、 技能実習生、その他		159 件 (0.3%)	
②相談の内訳					
法制度の問い合わせ	37,065 件 (62.0%)	労働基準法等の違反の疑 いがあるもの	9,610 件 (16.1%)		
民事上の個別労働相談	11,690 件 (19.5%)	その他	5,030 件 (8.4%)		
2. 民事上の個別労働紛争に係る相談の件数		11,690 件			
①相談者の種類					
労働者	9,997 件 (85.5%)	事業主	1,127 件 (9.6%)	その他	566 件 (4.8%)
②労働者の就労状況					
正社員	4,649 件 (39.8%)	短時間労働者	2,230 件 (19.1%)	派遣労働者	686 件 (5.9%)
有期雇用労働者	1,524 件 (13.0%)	その他・不明	2,601 件 (22.2%)		
③紛争の内容 ※ 内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計は 13,910 件になる。					
普通解雇	1,489 件 (10.7%)	整理解雇	225 件 (1.6%)	懲戒解雇	161 件 (1.2%)
雇止め	698 件 (5.0%)	退職勧奨	1,112 件 (8.0%)	採用内定取消し	91 件 (0.7%)
自己都合退職	1,371 件 (9.9%)	出向・配置転換	421 件 (3.0%)	労働条件の引下げ	1,712 件 (12.3%)
その他の労働条件	940 件 (6.8%)	いじめ・嫌がらせ	3,346 件 (24.1%)	雇用管理改善等	297 件 (2.1%)
募集・採用	100 件 (0.7%)	その他	1,947 件 (14.0%)		
3. 都道府県労働局長による助言・指導の件数					
(1) 申出件数 372 件					
①申出人の種類					
労働者	372 件 (100.0%)	事業主	0 件 (0.0%)		
②労働者の就労状況					
正社員	187 件 (50.3%)	短時間労働者	71 件 (19.1%)	派遣労働者	36 件 (9.7%)
有期雇用労働者	69 件 (18.5%)	その他・不明	9 件 (2.4%)		
③紛争の内容 ※ 内訳が複数にまたがる場合もある。合計は、 372 件。					
普通解雇	36 件 (9.7%)	整理解雇	7 件 (1.9%)	懲戒解雇	2 件 (0.5%)
雇止め	28 件 (7.5%)	退職勧奨	31 件 (8.3%)	採用内定取消し	2 件 (0.5%)
自己都合退職	28 件 (7.5%)	出向・配置転換	21 件 (5.6%)	労働条件の引下げ	32 件 (8.6%)
その他の労働条件	79 件 (21.2%)	いじめ・嫌がらせ	70 件 (18.8%)	雇用管理改善等	12 件 (3.2%)
募集・採用	1 件 (0.3%)	その他	23 件 (6.2%)		
(2) 処理件数 378 件					
①処理の区分					
助言を実施	350 件 (92.6%)	指導を実施	0 件 (0.0%)		
取下げ	21 件 (5.6%)	打切り	7 件 (1.9%)	その他	0 件 (0.0%)
②処理の期間					
1か月以内	373 件 (98.7%)	1か月を超えて 2ヶ月以内	3 件 (0.8%)	2か月超	2 件 (0.5%)

4. 紛争調整委員会によるあっせんの件数						
(1) 申請件数 166 件						
① 申請人の種類						
労働者	164 件	事業主	2 件	労使双方	0 件	
	(98.8%)		(1.2%)		(0.0%)	
② 労働者の就労状況						
正社員	82 件	短時間労働者	33 件	派遣労働者	9 件	
	(49.4%)		(19.9%)		(5.4%)	
有期雇用労働者	34 件	その他・不明	8 件			
	(20.5%)		(4.8%)			
③ 紛争の内容 ※ 内訳が複数にまたがる場合もある。合計は、166 件。						
普通解雇	39 件	整理解雇	4 件	懲戒解雇	2 件	
	(23.5%)		(2.4%)		(1.2%)	
雇止め	12 件	退職勧奨	11 件	採用内定取消し	2 件	
	(7.2%)		(6.6%)		(1.2%)	
自己都合退職	10 件	出向・配置転換	3 件	労働条件の引下げ	8 件	
	(6.0%)		(1.8%)		(4.8%)	
その他の労働条件	15 件	いじめ・嫌がらせ	54 件	雇用管理等	1 件	
	(9.0%)		(32.5%)		(0.6%)	
その他	7 件					
	(4.2%)					
(2) 処理件数 178 件						
① 処理の区分						
当事者間の合意の成立	58 件	うちあっせんを開催 せずに合意したもの	7 件			
	(32.6%)		(3.9%)			
申請の取下げ	12 件	その他	0 件			
	(6.7%)		(0.0%)			
打切り	108 件	うち不参加による打切り	37 件			
	(60.7%)		(20.8%)			
② 処理の期間						
1か月以内	67 件	1か月を超えて 2ヶ月以内	47 件	2か月超	64 件	
	(37.6%)		(26.4%)		(36.0%)	

※ () 内は各合計値に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

5 都道府県別の件数一覧

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

	総合労働相談件数		民事上の個別労働紛争相談件数		労働局長による助言・指導申出件数		紛争調整委員会によるあっせん申請件数	
	労働局	件数	労働局	件数	労働局	件数	労働局	件数
1	東京	171,488	東京	28,300	兵庫	918	東京	794
2	大阪	146,036	大阪	25,330	愛知	711	愛知	345
3	愛知	97,670	愛知	16,136	大阪	702	大阪	297
4	神奈川	64,865	神奈川	14,749	千葉	537	神奈川	245
5	埼玉	59,813	兵庫	13,969	静岡	426	兵庫	224
6	千葉	53,450	埼玉	11,690	東京	383	北海道	209
7	兵庫	51,450	京都	10,839	神奈川	374	千葉	181
8	福岡	44,062	福岡	9,515	埼玉	372	埼玉	166
9	北海道	41,846	北海道	8,275	福岡	318	茨城	137
10	静岡	35,522	千葉	7,963	熊本	309	静岡	127
11	広島	32,088	長野	6,453	北海道	257	沖縄	99
12	京都	29,184	静岡	6,431	滋賀	246	奈良	87
13	茨城	24,433	広島	6,315	京都	245	福岡	87
14	群馬	21,366	群馬	6,236	新潟	225	長野	84
15	宮城	21,357	福島	5,873	茨城	204	福島	79
16	長野	20,890	茨城	5,723	宮城	192	宮城	77
17	岐阜	20,324	宮城	5,271	広島	171	岡山	71
18	岡山	19,348	新潟	4,886	岡山	164	岐阜	64
19	新潟	18,349	熊本	4,886	三重	151	滋賀	63
20	熊本	18,269	鹿児島	4,683	山口	137	京都	62
21	福島	17,164	岡山	4,519	愛媛	127	三重	61
22	三重	16,687	三重	4,119	徳島	110	広島	56
23	滋賀	15,379	岐阜	4,030	山形	109	新潟	49
24	山口	15,154	栃木	3,881	沖縄	107	熊本	43
25	愛媛	14,970	岩手	3,633	長崎	106	群馬	42
26	栃木	14,921	富山	3,494	長野	103	栃木	41
27	鹿児島	13,740	長崎	3,484	石川	98	宮崎	39
28	富山	12,631	滋賀	3,481	群馬	96	佐賀	37
29	秋田	12,076	愛媛	3,479	大分	94	青森	33
30	岩手	11,759	大分	3,150	富山	88	岩手	32
31	奈良	11,601	山口	3,098	奈良	87	愛媛	32
32	長崎	11,487	石川	2,879	岐阜	81	福井	31
33	宮崎	11,015	青森	2,870	福島	80	山口	30
34	福井	10,731	秋田	2,816	鳥取	80	鹿児島	29
35	石川	10,449	福井	2,735	鹿児島	77	鳥取	28
36	香川	10,353	宮崎	2,475	秋田	73	石川	24
37	沖縄	10,102	山形	2,455	和歌山	72	島根	24
38	山形	9,724	鳥取	2,323	青森	71	秋田	20
39	和歌山	9,221	和歌山	2,307	佐賀	71	富山	15
40	佐賀	9,205	奈良	2,209	岩手	62	山梨	15
41	山梨	8,923	香川	2,104	栃木	61	和歌山	15
42	青森	8,659	沖縄	2,078	香川	58	徳島	14
43	大分	8,291	山梨	1,608	宮崎	46	長崎	13
44	島根	7,408	高知	1,552	山梨	40	香川	12
45	鳥取	7,220	佐賀	1,530	島根	36	高知	10
46	高知	5,461	徳島	1,482	福井	30	大分	8
47	徳島	4,741	島根	1,464	高知	25	山形	4
	合計	1,290,882	合計	278,778	合計	9,130	合計	4,255

令和2年度における助言・指導の事例

埼玉労働局

事例1	いじめ・嫌がらせに係る助言・指導
<p>事案の概要</p>	<p>申出人は正社員として勤務していたが、上司から、トイレに行く回数やトイレでの状況の報告を求められたり、暴言を吐かれたりするなど執拗な言動によるいじめ・嫌がらせを受けていたとして、いじめ・嫌がらせがなくなるよう改善が行われるようにして欲しいと助言を申し出た。</p>
<p>助言・指導の内容・結果</p>	<p>労働局から本社の社長に連絡し、事業主には労働契約法により心身の健康を含む安全配慮義務があること、また中小企業には努力義務期間中であるが、労働施策総合推進法の「職場におけるパワー・ハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応」について説明し、事実確認を含めて話し合うよう助言した。 その後、会社側の対応により、申出人が当該上司からの謝罪と再発防止の対応を受け、円満に解決した。</p>

事例2	退職勧奨に係る助言・指導
<p>事案の概要</p>	<p>申出人は、パートタイム労働者として勤務していたが、新型コロナウイルス感染症の影響による経営不振のため事業主から会社都合の退職勧奨合意書を渡された。申出人は合意書に納得できない部分があるため、退職に応じない旨申し出たが拒否された。 申出人は不当な退職勧奨であるとして、事業主に再度の話し合いに応ずるよう助言を申し出た。</p>
<p>助言・指導の内容・結果</p>	<p>労働局から事業主に連絡し、申出人には退職勧奨に応じる義務はなく、また執拗な退職勧奨や退職の強要は権利侵害の恐れがあることを説明し、再検討の上、話し合うよう助言した。助言の結果、申出人と事業主とで話し合いがなされ、申出人は元通り復帰できることになり、解決した。</p>

令和2年度におけるあっせんの事例

埼玉労働局

事例1	労働条件の引下げ・解雇に係るあっせん
事案の概要	<p>申請人は長年、工場でパートタイム労働者として勤務していたが、会社の担当者から、新型コロナウイルス感染症のため仕事が少なくなったことを理由に、遠方の工場への異動及び1日の勤務時間の8時間から3時間への不利益変更を、さらに後日、解雇を言い渡された。</p> <p>申請人は、長年勤務してきたのに、このような仕打ちを受けるのは納得できないとして抗議したが、会社の担当者からは「これ以上話すつもりはない。」と言われた。申請人は解雇撤回、それが受け入れられないなら給料6ヶ月分の補償を求めあっせん申請した。</p>
あっせんのポイント・結果	<p>あっせん委員が双方の主張を聞き、新型コロナウイルス感染症による影響について申請人、被申請人に確認した上で、被申請人側に譲歩可能な和解案を確認したところ、被申請人側は金銭解決なら可能と主張し、解決金として20万円を支払うことで和解が成立し、解決した。</p>

事例2	いじめ・嫌がらせに係るあっせん
事案の概要	<p>申請人は、正社員として勤務していたが、上司が不機嫌な時が多く、いきなり罵倒されるなどいじめ・嫌がらせを受けていたとして勤務中に体調不良となり、医師の指示により半年間療養することとなった。</p> <p>申請人は取締役にいじめ・嫌がらせの相談をするも回答無く、復職を希望するも退職することとなり、精神的苦痛に対する慰謝料300万円の支払いを求めてあっせん申請した。</p>
あっせんのポイント・結果	<p>あっせん委員が被申請人の主張を聞いたところ、いじめ・嫌がらせを確認できなかったとしたが、紛争の早期解決のため譲歩が可能か確認したところ、被申請人が解決金として60万円を支払うことで和解が成立し、解決した。</p>

埼玉労働局「総合労働相談コーナー」所在地一覧

	名称	所在地	電話番号
☆	埼玉労働局 総合労働相談コーナー	〒330-6016 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6262
		相談受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	さいたま 総合労働相談コーナー	〒330-6014 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階 (さいたま労働基準監督署内)	048-614-9977
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	川口総合労働相談コーナー	〒332-0015 埼玉県川口市川口2-10-2 (川口労働基準監督署内)	048-498-6648
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	熊谷総合労働相談コーナー	〒360-0856 埼玉県熊谷市別府5-95 (熊谷労働基準監督署内)	048-533-3611
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	川越総合労働相談コーナー	〒350-1118 埼玉県川越市豊田本1-19-8 (川越労働基準監督署内)	049-210-9334
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	春日部総合労働相談コーナー	〒344-8506 埼玉県春日部市南3-10-13 (春日部労働基準監督署内)	048-614-9968
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	所沢総合労働相談コーナー	〒359-0042 埼玉県所沢市並木6-1-3 (所沢労働基準監督署内)	04-2003-6967
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
	行田総合労働相談コーナー	〒361-8504 埼玉県行田市桜町2-6-14 (行田労働基準監督署内)	048-556-4195
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
	秩父総合労働相談コーナー	〒368-0024 埼玉県秩父市上宮地町23-24 (秩父労働基準監督署内)	0494-22-3725
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	

☆…女性相談員が配置されている総合労働相談コーナー

(参考)

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化などに伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設などによって、総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

2 概要

(1) 紛争の自主的解決（第2条）

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

(2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等（第3条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(3) 都道府県労働局長による助言及び指導（第4条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

(4) 紛争調整委員会によるあっせん（第5条）

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

(5) 地方公共団体の施策等（第20条）

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。